

マイナンバー(個人番号)のご提供はお済みですか?



NISA口座を開設いただいているお客さまへ

2016年1月からのマイナンバー制度開始に伴い、法令に基づきお客様にマイナンバー(個人番号)のご提供をお願いしております。
現在ご利用のNISA口座を、2018年以降も当組合でご継続いただくためには、
2017年9月末までにご提供いただく必要がございます。

マイナンバーのお届けに際しては、顔写真付きの本人確認書類などのご提示・写しのご提出(※過去に本人確認させていただいている方でも必要となります。)と、当組合所定の書面への署名をお願いいたします。

お手続きには一定の時間を要しますので、ご提供がお済みでないお客様は、お早めにお手続き下さいますようお願い申し上げます。

個人番号が確認できる書類…

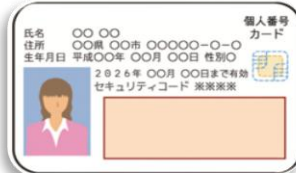
■「個人番号が確認できる書類」として、以下のいずれかが必要となります。

平成27年10月以降、
各地方自治体から送付される
「通知カード」



+ 本人確認書類

平成28年1月以降、希望者に
各地方自治体が発行する
顔写真付きの
「個人番号カード」



個人番号が記載された
「住民票の写し」または
「住民票記載事項証明書」



+ 本人確認書類

■「個人番号の確認できる書類」のお届けに際しては、法令の定めに基づき、以下に記載の本人確認書類(写真付でないものは2つ以上)のご提示・写しのご提出が合わせて必要です。

運転免許証

パスポート

身体障害者手帳

在留カード

住民票
住民票の記載事項証明書
(交付から6ヶ月以内)

(特別) 児童扶養手当証明書

健康保険や介護保険等の
被保険者証

年金手帳

など